

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成21年11月19日(木)

開会 10時30分

閉会 11時10分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 牛場まり子委員長、清水明委員、丹保健一委員、竹下譲委員、向井正治教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 社会教育・スポーツ分野総括室長 鳥井隆男

研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

予算経理室長 加藤正二 予算経理室主幹 菅原靖夫

教育支援分野

福利・給与室長 福本悦蔵 福利・給与室長 谷岡徳夫

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 山田猛 社会教育推進特命監 石倉邦彦

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第45号 専決処分の承認について(補正予算第11号関係)	原案可決
議案第46号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第47号 第二次三重県子ども読書活動推進計画について	原案可決

## 6 審議の概要

### ・開会宣告

牛場まり子委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回教育委員会(平成21年11月11日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

### ・議事録署名人の指名

清水明委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第45号、議案第46号、議案第47号を公開で審議することを承認する。

会議の進行は、議案第 45 号、議案第 46 号、議案第 47 号の順とすることを確認する。

## ・審議内容

### 議案第 45 号 専決処分の承認について（補正予算第 1 1 号関係）（公開）

（予算経理室長説明）

専決処分の承認について（補正予算第 11 号関係）、平成 21 年 11 月 16 日、急施を要したため、別紙のとおり平成 21 年度三重県一般会計補正予算（第 11 号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求め。平成 21 年 11 月 19 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由、平成 21 年度三重県一般会計補正予算（第 11 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、知事から意見を求められたが急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規程第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項によりこれを報告して承認を求め。これが、この議案を提出する理由である。

次ページに、知事からの意見聴取の文書に対して、同意する旨の文書を付けさせていただきました。

その次のページが、知事から教育委員会委員長に対する意見聴取を求める文書です。

まず、専決しました補正内容と、専決せざるを得なかった理由を説明します。補正内容は、今回全庁的に行われます、第 6 次緊急雇用経済対策、特に年末年始対策としまして、教育委員会においても、取り組んでいこうという内容のものです。専決せざるを得なかった理由ですが、緊急対策ということで、先の定例会でご審議いただいた第 10 号補正よりも日程的に厳しく、先週末に取りまとめ、昨日、記者発表したものです。こうした理由により、専決せざるを得なくなったということです。

それでは、内容に入らせていただきます。1 ページをご覧ください。歳出補正予算ということで、表頭の右から 2 つ目、補正予算額、この一番下ですが、833 万 8,000 円が増額補正です。

2 ページをご覧ください。まず、事業名ですが、教育総務費の一般人事管理費として、補正額 671 万 7,000 円です。これは、県立学校の校舎内外の環境整備に従事します、臨時労務員 10 名を緊急に追加雇用するための増額です。

次に、同じく教育総務費の教育サービス事業費、105 万 5,000 円が増額補正額です。内容としましては、総合教育センターの蔵書目録のデータベース化に従事するための業務補助職員 2 名を緊急に雇用するための増額です。

次に、特別支援学校費です。特別支援学校スクールバス等運行委託事業費として、56 万 6,000 円の増額です。内容としましては、杉の子特別支援学校へのスクールバスの追加配備に伴い、車内で児童生徒の安全確保に従事する、また、乗降時の介助をする介助員 1 名を緊急に雇用するための増額です。合計で 13 名となっています。いずれも 3 ヶ月間の雇用という見積もりです。

なお、昨日発表された全庁的な取組ですが、第 6 次緊急雇用対策としまして、県庁全部で 3 億 6,843 万円が計上されており、そのうちの 833 万 8,000 円が教育委員会分です。なお、新規雇用創出は県庁全体で 53 事業、332 人と公表されています。そのうちの 13 名が教育委員会分です。以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願いします。

## 【質疑】

委員長

議案第 45 号は、いかがでしょうか。

丹保委員

今のお話ですと、期間はすべて 3 ヶ月ですか。

予算経理室長

はい。

丹保委員

環境整備とか、データベースは 3 ヶ月でも全然問題ないと思うのですが、介助員の場合ですと、3 ヶ月で終える、継続しないという意味ですか。来年度は予算があるということですか。

予算経理室長

来年度の予算に入っているかは、資料を持っていませんので、即答できません。今回は、あくまでも、つなぎ雇用ということです。杉の子特別支援学校に 6 月補正でお認めいただいたスクールバスが新たに配置され、立ち上り時期でもありますので、そのための介助員を付けさせていただきたいと思います。

丹保委員

私が申し上げたいのは、たまたま、何か予算がきたから付けますが、3 ヶ月経ったら止めますよというのでは、保護者から、何で 3 ヶ月なんだという話になると思います。そうではなくて、何らかの説明が必要ですよ。継続してやるなら、別に問題ないのです。

今、おっしゃったように、立ち上げ時期なので、特に注意が必要だとか、そのために3ヶ月に限定するんだというのであればいいと思います。そういう説明をしないと、予算があったから、ちょっと付けてやるみたいな雰囲気になると、ちょっと問題ではないかなと思いました。

予算経理室長

今、確認をしていたのですが、来年度当初予算でも、引き続き行いたいという希望は持っていて、現在、内部で調整中です。

丹保委員

万が一、予算が付かなかった場合には、そういうことで、詳しい説明はできますね。分かりました。

竹下委員

今の続きですが、この介助員の方々は、具体的に何をやっているんですか。

予算経理室長

乗車時間が、1時間とかかかる場合もあるのですが、その車内で安全指導や、乗降の手助け、介助をします。

竹下委員

これまでの特別支援学校のスクールバスには、このような介助員は付いていたのですか、いなかったのですか。

予算経理室長

いました。

竹下委員

今回の杉の子は、2人にするのですか、1人ですか。

予算経理室長

このバスに配置するのは1人です。既に配置されている方もいますので、現場で回すということなんだと思います。

竹下委員

来年度、他のところは、全部介助員が付いていますよね。もし仮に、杉の子の来年度予算が付かなかった場合には、介助員はどうなるのですか。

予算経理室長

現在、杉の子では、スクールバスを利用している人が33名いるわけですが、既に介助員が2名配置されています。

竹下委員

2名でも何とかやっていけそうなのですね。

予算経理室長

はい。新しいバスが入りましたので、新たに1名を追加します。

竹下委員

新しいバスが入ると1名増えるわけでしょ。

予算経理室長

そうです。

竹下委員

介助員が付かなくなった場合に、2名でやりくりはできないのでしょうか。

予算経理室長

仮に、当初予算で追加が認められなかった場合、その2名でやれるかどうか、確認はしていません。他の学校ともいろいろデータは出ていますが、他の学校で、30人でも介助員2人のところもありますので、コースの取り方の工夫など、その辺は調整するのだと認識しています。

竹下委員

緊急雇用対策という形で来年も続けるのですか。それとも、ちゃんとした正式の雇用にしなくてはならないということになるのですか。今の説明では、どうも正式の雇用にする必要があるのではないかという気もします。その辺がはっきりしているかどうかです。要するに、雇用が無くても何とかできるのか、それとも、来年、緊急雇用対策がなければ、サービスがグンと落ちる状況となるのですか。

予算経理室長

確認しましたところ、来年度、当初予算の中で要求はしています。

竹下委員

その要求の仕方ですが、緊急雇用対策の延長で要求しているのですか。それとも、定時のものとして、要求しているのですか。

予算経理室長

定数として、当初から増車になる分について要求しています。今回の配車は、少し早まったものですが、その部分については、緊急雇用に乗らせていただこうということです。

竹下委員

緊急雇用対策の場合は、給料は一般よりも少し低いですが、正式の雇用になった場合には、給与が上がるんじゃないのですか。

予算経理室長

そうです。

竹下委員

その辺も配慮したうえで、正式雇用の要求をしているわけですか。

予算経理室長

はい。

委員長

杉の子特別支援学校には、重度とかの子どもはいるのですか。バスの中でおしっこしてしまうとか、そういう子どもはいないのですか。そのために、介助員が2人必要だとか、1人でいいとか、そういうことは全然関係はないのですか。

予算経理室長

杉の子は、肢体不自由児の方なので、そういう状況はあるものと思っています。

竹下委員

もし、必要ならば、ちゃんと付けないといけないですよね。

予算経理室長

当初予算は、現在、調整中でして、必要なところには、当然要求はさせていただこうと思っています。

委員長

他はよろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

## 議案第 46 号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福利・給与室長説明）

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 21 年 11 月 19 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをご覧ください。第 13 条の「100 分の 150」を「100 分の 140」に改めるということです。これは、前回の教育委員会で、人事委員会勧告に基づく期末勤勉手当関係の条例改正についてご審議をいただいたところですが、今回は、その規則に委ねられました勤勉手当の成績率について規則改正をするものです。

この率は上限ですので、上限を規則に定めて、実際の支給率については、このあと通知するという事になっていきます。現在、一番成績のいい者でも、「100 分の 102」というところですが、今回、これを「100 分の 5」ずつ減ずる形で通知する予定もあります。これは、標準の率の 2 倍を上限として、一応、置いておくというものでありまして、規則としてはこの率で定めておくというものです。

【質疑】

委員長

議案第 46 号は、いかがでしょうか。

丹保委員

実際の影響はいかがですか。

福利・給与室長

特に、影響はありませんが、一応、国に合わせて上限を定めておきたいということです。

竹下委員

国に合わせる必要はあるのですか。むしろ矛盾すると思います。今回、新しい政権のもとで教員のレベルアップを図る、教員養成を 6 年制にするとしているわけですよね。それは、人材を年数だけ鍛えてもあまり

意味がないことであって、いい人材を集める必要があるわけでしょう。そうなってくると、先生とか、教育関係者に報酬が高いんだ、他の職よりも有利なんだというようなイメージも与える必要がありますよね。そういう意味から、こういう率を下げるというのはマイナスイメージですから、運用でどうこうすることがあったとしても、人材確保のために上限を下げることはしないという度胸があってもいいんじゃないかと私は思っているのです。そのようなことはできないのですか。全部横並びですか。

福利・給与室長

国の考え方としては、おそらく平均の約2倍までのところで、世間にお認めいただいた形の制度設計をしたと思うのですね。標準が下がりますから、その2倍あたりまでで、めりはりのある成績率を付ける上限を決めているところですので、合わせて下げるのは妥当だと考えています。

竹下委員

いや、三重県でそう考えるならいいのだけでも、国が考えたから、我々もそれに従うというのは、どうも気になります。

教育支援分野総括室長

2倍という考え自体は、国でも県でもおそらく基本的には一緒のことだと思うのですね。どこまででもいいよということはいえませんが、どこまでは払いますよという意思表示は必要で、その限度として、2倍というのを考えています。

元々、人事委員会勧告でベースが下がりますので、その2倍と考えたときに、「100分の150」までを良しとしていると、2倍を超えてしまいますので、極論を言えば、その整合性をとろうという意味だけなのです。限度額を150と置いていますと、下がったことに対して2倍を超えて払いますよということになりますので、県としては、2倍に抑えて整合は取らせていただきたいと考えます。

竹下委員

運用で下げられないのですか。上限を「100分の150」で置いておいて、実際には下げる。

教育支援分野総括室長

運用はできると思うんですね。ただ、規則上、こちらの意思表示として2倍までしか払いませんよと、給与を公にする、表明するために、規則改正をすることを考えていますので、委員おっしゃられるように、ことさら下げることが意図しているのではなく、2倍までしか払いませんよということを意思表示して規則に表すという規則改正です。支払いの元が下がりますので、それに対して2倍の上限はここまでということです。

竹下委員

2倍はいいのですが、この規則を改正する必要はないのではないかという意見です。数字が表に出てくるわけですから、「100分の150」を「100分の140」に減らすというのは、やはり、減らすというイメージですから、実際上は2倍だと内々に決まっているのなら、運用基準などで決めておく必要があるかもしれませんが、規則で決める必要はないんじゃないかなと思います。

教育支援分野総括室長

条例主義ですから、基本的にいくらまで払いますよというのは、条例なり規則で決めておかないといけません。

竹下委員

これは上限でしょ。

教育支援分野総括室長

上限です。ですから、逆に上限で150まで払いますよと決めてしまうと、2倍以上でも払っていいと決めることになります。

竹下委員

だから、そういう余地を残していいんじゃないかという意見です。

教育支援分野総括室長

余地を残すべきではないという考えです。

竹下委員

実際に払わないけども、三重県は主体的にやるわけでしょ。できるだけ、教員というのは優遇されるんだぞということを示す、アピールできる数値を揃えておくほうが、いいんじゃないかと思えます。

教育支援分野総括室長

おっしゃるとおりだと思いますが、一方で、給与条例主義ということになりますので、給与の上限については、基本的には、そこで決めなさいということになりますから、やはり示していく必要があると思います。県としては、上限は2倍と考えていますので、給与の元が下がりましたので、給与上はここまでしか払えませんということ、ここで決めてしまうということになるかと思えます。

委員おっしゃられるように、運用上はおそらく、2倍も格差をつけて払うことはないと思うのですが、上限としては2倍で抑えますよということ、一方では決めておく必要があるんじゃないかと提案させていた

だきたいと思います。

委員長

企業の場合ですと、期末手当を払って、それで、また、がんばった人には報奨金を払います。名前は違いますが、期末手当プラス報奨金という形で支払われるのでしょうか。

教育支援分野総括室長

期末・勤勉手当のうち、勤勉手当に、いわゆる評価が入ります。勤勉手当の中で支給割合を変えていますので、優秀な人は多くもらえることになります。

優秀な人の上限は2倍ですと決めていますので、結果としては、下げる規則を今回提案させていただいています。

教育長

体系上の整合性をとるということです。

竹下委員

それは分かっているんだけど、今でも、支給割合を変えているのですか。ものすごくちゃんとやっている人の待遇がそれ程いいとは思えません。要するに、何もしない人と、ものすごくよくやっている人と同じような扱いをしているということがあっていいと思います。よくやっている人は、何とかどンドン、それなりの報酬を与えるべきだと思いますので、せめて、こういう数字だけでもいいように見せる必要があるんじゃないかと思います。それを下げれば、一生懸命やっている人をどンドン抑えていくような感じになりますから、やる気をなくされれば、優秀な人材が集まってこなくなるというようなことも少しでもあると思うので、避けたほうがいいのではないかという意見です。

教育支援分野総括室長

気持ちとしては、できるだけマイナス面を出したくないのですが、一方では、給与条例主義ですので。

竹下委員

それは、分かるのですが、皆さんが、そういうものにこだわり過ぎになっていると、ここ数年、気になってしょうがありません。もう少し、柔軟性を持たせていいんじゃないでしょうか。

教育支援分野総括室長

2倍の範疇の中では、十分柔軟性を持たすということではできると思うのですが、ご指摘をいただいている、上限をそのままにしておいてということでは難しいです。上限は、規則できちんと決める必要があるので提案させてもらっています。

竹下委員

おっしゃることは分かるのですが、一般的に出ていくのはこういう数値です。これから教員になろうっていう人たちで、ここまで規則を見る人はいないだろうと思いますが、もし、いた場合には、どンドン下がっている、教員は辞めて別の職業に就こうかということになるかもしれません。どンドン、いいところをアピールするようなものを揃えておくほうがいいんじゃないかと思います。

そのときに、国との調整がどうか、そういうようなことは、あまりこだわらずに、三重県はいいんだぞというようなことを示すほうが、三重県の先生にいい人材が集まってくる可能性もあります。そういう面を重視したほうがいいんじゃないかと思うんですね。国に真っ向から対立するのではないですよ。その範囲以内で、別に従わなくていいところは、せめて数値だけでも下げないでおこうとか、検討してもいいんじゃないかなと思います。

委員長

今後の課題ということで、よろしいでしょうか。

竹下委員

はい。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

## 議案第 47 号 第二次三重県子ども読書活動推進計画について（公開）

（社会教育・文化財保護室長説明）

第二次三重県子ども読書活動推進計画について、別紙のとおり提案する。平成 21 年 11 月 19 日提出。三重県教育委員会教育長。提案理由、第二次三重県子ども読書活動推進計画については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 19 号及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

以下、社会教育推進特命監が説明させていただきます。

( 社会教育推進特命監説明 )

1 ページをご覧ください。第二次三重県子ども読書活動推進計画について、これまでの経緯を申し上げますと、6月3日の教育委員会定例会に中間まとめ案として報告させていただき、その際、ご指摘いただいた内容を反映したものをベースに、7月にはパブリックコメントを実施しました。そして、9月17日の教育委員会定例会において、パブリックコメントの結果と、パブリックコメントでいただいた意見を反映させたものを、最終案という形で報告させていただき、その後10月に、教育警察常任委員会に提出させていただいたところです。

今回の最終案は、9月の定例会で報告させていただいたものと同じ内容のもので、今回は議案という形で提出させていただいたところです。定例会で議決いただければ、今月の下旬には、ホームページの掲載等により、公表を行なう予定です。

また、本計画については、内容をより理解していただくために、市町や県の関係部局をはじめ、県立図書館や公共図書館協議会等の関係機関へ周知を図り、三重県の子どもの読書活動をさらに推進していきたいと考えています。

最終案については、別冊のとおりですが、内容は、9月の定例会で報告したものと一緒ですので、説明については省略させていただきたいと思っております。以上です。よろしくご審議お願いします。

【質疑】

竹下委員

国の事業仕分けと関係はないのですか。仕分けで、こういう読書関係がカットになりましたよね。

社会教育推進特命監

これは計画ですので、特に関係ないと思います。

竹下委員

計画を実現する場合、県単独で補助金は関係ないのですか。各学校に本を買いなさいというようなことはやらないのですか。

社会教育推進特命監

例えば本を買う場合ですと、その市町の交付税措置とか財政措置がされていますので、それぞれの市町の判断になります。

社会教育・スポーツ分野総括室長

計画の最終案の27ページをご覧ください。平成19年に国の事業で、子ども読書地域フロンティア事業というのを三重県で実施しました。国が、事業仕分けをしたというのは、こういう事業を来年実施しないという仕分けをしている状況で、計画自体は先ほど説明しましたように、図書館とか市町の教育委員会、県立学校も当然ですが、様々な事業を展開していきたいと考えています。

教育長

事業仕分けでは、こういうイベント的なものなど、実際に効果があるのかないのかという観点で行われています。図書を整備等については、交付税算定の基礎数値に入っていますので、この計画を示すことによって、市町で積極的にそういった積算措置をされているものをしっかり取り組んでくださいと言えます。実際、それだけの執行をしていないという現実がありますので、それを促進する意味でも、こういう計画に則って進めていくことが、子どもたち、保護者にとって非常にプラスになりますよという気持ちです。

今回の事業仕分けの対象が、そういった交付税算定の基礎数値などに入っていれば、影響を受けることが考えられるかも分かりませんが、今のところ、まだ明らかになっていません。基本的には、地方の自主性等を尊重する方向に活かしていただくということのようで、事業仕分けでは、国が行う事業についてご意見がでている状況です。

竹下委員

前半のほう、三重県の制度として、こういうことをちゃんと進めていきたいと思いますというのはいいのですが、現実にそれを実現していく手段、これまでの取組が事例としてあげていますが、そういうところが、仕分けで削られつつあるし、地方交付税も抜本的に見直す、地方交付税の中で紐付きのものは全部なくするという方針のようですから、こういう事例をこれまでの取組であげてもいいですが、補助金も当てにしますよとかの計画を発表して、直ぐに国の仕分けで止めとなった場合に、ちょっとおかしくならないかなという危険性があります。

だから、前半のほうだけなら全面的に賛成です。子ども読書地域フロンティア事業の実施や、子ども読書活動推進会議の実績などは、今までやってきたことは事実だし、それをあげて悪いということはないのだけでも、これからもこんなことをやっていくというイメージにとられると、直ぐに国で止めとなった場合、問題が起こらないかなという心配があります。三重県としては、こういうこともちゃんと続けていくんだよというならば、いいのですが、教育長、そういうおかしなことにならないですか。

教育長

これは、過去に行った取組の資料として実績の部分も付いていますので、取組としては、特に市町を中心にして、図書を整備してくださいよというのが、今後の方向ということになっていますので、整合性はとれていると思います。こういうフェスティバル的なものは、これからは、そんなに取組むことは難しいですが、行った事例としてのご紹介だと思います。

社会教育・スポーツ分野総括室長

26ページの三重県子ども読書活動推進会議は、平成21年度も続けていますし、将来的には、やはりこういうところでのいろんな事業の具体的な計画もしていきたいと思っています。

委員長

伊勢市立図書館に行ったのですが、職員の人数的なことはいかがでしょうか。子どもがきて、こういう本が読みたいんですけど言った場合に、専門的に何年生の子はこういう本がありますよという説明をする人が少ないような気がしました。職員の人数が不足しているといった図書館はないのでしょうか。

教育長

伊勢市の場合は、指定管理者になっています。どういう契約になっているか分からないのですが、全国規模で展開している図書館流通センターが落札していますので、標準の司書はパートとかで配置されていると思います。

社会教育・スポーツ分野総括室長

この資料ですと、伊勢市の伊勢図書館は、職員が15人いるのですが、このうち司書と、司書補の方が14人いますので、ほとんど専門職員でやっているという形ですね。

委員長

そうですか。

竹下委員

司書や、司書補というのは、資格を取るときに、そういう相談に応じる特別な訓練を受けているのですか。質問があったときには、この本がいいですよということを薦めるのでしょうか。

社会教育・スポーツ分野総括室長

県内には、県立図書館を中心として、図書館協会というのがあります。その中で、司書の研修会とかをやっています。県の図書館としては、リファレンスサービスというような格好で、相談業務を行っています。そういうリファレンス業務の研修会というのには行っていますが、現実的には、なかなか難しいかなと思います。

委員長

前に行ったときは忙しかったのが分かりませんが、82年前の大湊小学校の資料が何か残っていないかと聞いたところ、この辺を見ていてくださいというような対応でしたので、職員の人数が足りないのかなとったりしました。

社会教育・スポーツ分野総括室長

現実的には、市町の図書館ではなかなか難しい状況があると思います。

委員長

他によろしいでしょうか。

【採決】

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -